

北海道情報大学情報管理料に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道情報大学受託研究取扱規程及び北海道情報大学共同研究取扱規程に定める情報管理料に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において「情報管理料」とは、北海道情報大学においてボランティアを利用した研究を行うに当たって、個人情報을適正に管理するために必要な経費をいう。

(種類及び単価)

第3条 情報管理料の種類及び単価は、別表に定めるとおりとする。

(情報管理料の納付)

第4条 情報管理料は、研究費と併せて納付するものとする。

(情報管理料の返還)

第5条 情報管理料は、ボランティアを利用した研究に至る前にやむを得ない事情により研究が中止となった場合は全額を返還するものとする。ただし、ボランティアを利用した研究を実施した場合は、研究中止となった場合であっても原則として返還しないものとする。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、情報管理料の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成30年7月2日から施行する。

別表（第3条関係）

種 類	単 価
食のヒト介入試験に係る情報管理料	1 試験につき 324,000円
ボランティアの食と健康に係る情報管理料	1 人につき 310円

※1 ボランティアの食と健康に係る情報管理料は、研究計画にある試験予定週数に人数と単価を掛ける。ただし、25万円以下となった場合は25万円とし、100万円を超過した場合は100万円とする。

※2 単価については、必要に応じ年度ごとに見直す場合がある。